

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 寄居岡部深谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>深谷市本郷字渡瀬西一八七〇番一地从先から 同市本郷字中村一七〇五番一地从先まで</p>	区 間
一一・二〇	七・三〇～一〇・二〇	敷地の幅員 (メートル)
	四六〇・〇〇	延長 (メートル)
		備 考